

今年いっぱい

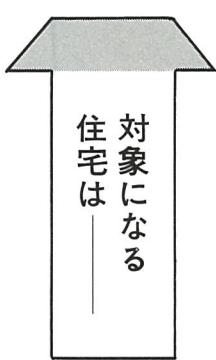
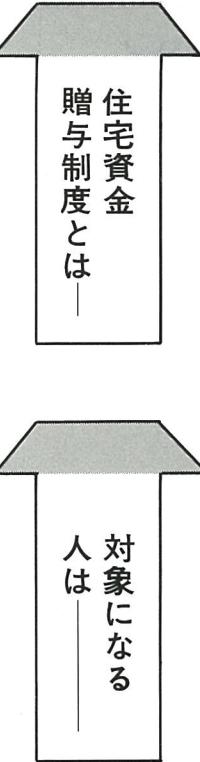
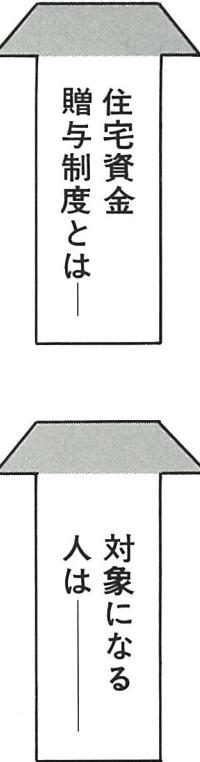
住宅取得資金の贈与税が大幅に軽減されます

ご両親などから住宅資金の贈与を受けて、住宅を取得しようと思われている方に、うれしいお知らせです。昭和五十九年度の税制改正で、贈与税が大幅に軽減される「住宅資金贈与制度」が創設されました。

これは、昭和五十九年～六十年の二

住宅資金贈与制度

年間の期限付きでつくられた時限制度ですが、『知っていると得をする、生活に身近な法律・制度』のひとつです。住宅の購入を考えている方はもちろん、お子さんなどに住宅資金の援助をしてあげようと思われている方は、ちょっとお耳を……。



所有する住宅に居住していなかつた人。

また、贈与を受けた年の年間所得の合計（給与所得者の場合は、給与所得控除だけを行った後の金額）が五〇〇万円以下の人に限ります。

贈与税の軽減額の早見表

贈与を受けた住宅取得資金の額	従来の税額	改正後の税額	軽減額	軽減割合(%)
200万円	24万円	0万円	24万円	100.0
300万円	56万円	0万円	56万円	100.0
400万円	94万円	10万円	84万円	89.4
500万円	136万円	20万円	116万円	85.3
600万円	181万円	40万円	141万円	77.9
700万円	230.5万円	72万円	158.5万円	68.8
800万円	280.5万円	110万円	170.5万円	60.8
900万円	332.5万円	152万円	180.5万円	54.3
1,000万円	387.5万円	197万円	190.5万円	49.2

税金の計算は――

贈与を受けた住宅取得資金が三〇〇万円以下の場合は、納める税金はゼロになります。また、贈与額が三〇〇万円を超えて、税金は今までに比べて大幅に軽減されています。（別表参照）



親または祖父母から、子または孫へ、住宅を取得するための資金を贈与する場合に、贈与税を大幅に軽減する制度です。

親または祖父母から、住宅取得のための金銭の贈与を受けて住宅を取得する人で、贈与前五年以内は、自分または配偶者の

床面積が四〇～一六五m²で、贈与を受けた年の翌年三月十五日までに、取得者がそこに入居する住宅が対象になります。

「住宅資金贈与制度」は、昭和五十九年度の税制改正で二年間の時限措置として創設されたものです。このため、昭和五十年一月一日から昭和六十年十

月三十一日までの間に受けた住宅取得資金の贈与に限り、適用されることになります。なお、この制度を利用される場合は、贈与を受けた年の翌年二月一日から三月十五日までに、税務署に申告しなければなりません。詳しいことは、銚子税務署にお問い合わせください。

この社会 あなたの税が生きている